

キャンプ座間に関する協議会第7回幹事会
(ま と め)

1 日 時 平成22年10月14日(木) 1055～1145

2 場 所 座間市役所 3階庁議室

3 出席者

(1) 南関東防衛局

古屋企画部長、清水管理部長

(2) 座間市

小俣副市長、上沢市議会副議長、大塚市基地返還促進等市民連絡協議会副会長、宮代企画財政部長

(3) 神奈川県

関根基地対策部長

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 議題

第6回幹事会について

第6回幹事会の議事内容について確認を行った。

負担軽減策の具体化について

前回の幹事会において、陸自家族宿舎の位置案について座間市からの「宿舎用地によって1.1畝返還地と約4.3畝の追加的返還候補地が分断されている形になっている」、「1.1畝の返還地を含めた中で宿舎の位置を検討していただきたい」、「宿舎の面積及び戸数についても必要最小限となるよう配慮していただきたい」との指摘、要望を踏まえ、南関東防衛局から見直し案の説明があった。(別図)

また、宿舎の進入路について、座間市の負担軽減の観点から改めて検討した結果、返還候補地境界に沿った形で、防衛省において、宿舎の進入路を整備する案としたとの説明があった。

更に、南関東防衛局から、返還候補地の調査、測量結果について、「整理でき次第、座間市に提供したい」、市の負担の極小化について、「座間市の負担を極小にできるよう、跡地利用計画の検討状況を踏まえ、積極的に支援していきたい」また「現行制度においては、道路等の特定の場合を除き、用地の譲与又は無償貸付は困難である」との説明があった。

これを受け、座間市から、「陸自家族宿舎について、この位置案等では確定と考えて良いか」、「市の利用計画は、いつまでに定める必要があるのか。また、全体の利用計画を定めるスケジュールは」、「財務省がまとめた新成長戦略における国有財産の有効活用についての活用ができるのか。市民からの病院設置のニーズは非常に高いものがある。仮に民間病院を返還候補地に誘致する場合の処分条件はどのようになるか」、「市には景観条例と景観計画があり、宿舎の設計に際しては、その辺の配慮をしていただきたい」、「宿舎用地の造成の際には、市が利用する部分を含めて全体的に大まかな造成をしていただきたい」などの質疑、要望があった。

これに対し、南関東防衛局から「そのとおりである。座間市の要望を踏まえて検討した結果である」、座間市の利用計画案については、「出来る限り早く示していただきたい」、「大まかなスケジュールとして12月までには、まとめたい」、「仮に、民間病院を誘致する場合は、現行制度では全額時価で市が買い取ることになっている。「新成長戦略における国有財産の有効活用について」との関係では、あくまでも財務省との調整如何によるが、国有地の賃貸や市が一旦借り受け、民間病院へ転貸することに、この枠組みが、活用し得るかもしれない。仮に、座間市が今後の検討過程において、この新たな枠組みを活用したいとのことであれば、そのために必要な調整についても協力してまいりたい」、景観条例、景観計画については「配慮する」、「国において、座間市が利用することを目的として造成することは困難であるが、宿舎建設のためには、土の切り盛り等の造成が必要と考えるので、市の要望を考慮に入れながら造成の範囲を検討したい」との回答があった。

最後に、南関東防衛局から「以上説明した防衛省の検討状況及び陸自宿舎の建設計画を踏まえ、座間市として、返還候補地 5.4ha 全体の利用構想を検討の上、次回の幹事会において提案いただきたい」との要望があり、座間市から「市としての考え方をまとめるための時間をいただきたい」との回答があった。

次回幹事会の開催日及び開催場所等については、事務局を通じて別途調整することとした。

(3) 閉会

以上